

第8節

欧州

1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、14（平成26）年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背景とした現状変更や、「ハイブリッド戦」に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。また、国際テロリズムに関しては、各国国内におけるテロとみられる事案の発生を受け、その対応が急務となっている。

さらに、長期化するシリア内戦など、混迷する中東情勢を背景として急増した難民・移民をめぐる問題をはじめ、依然として国境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構 (NATO) や欧州連合 (EU) といった多国間の枠組みをさらに強化・拡大しつつ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間・多国間での防衛・安全保障協力強化を進めている。

【参照】 図表 I -2-8-1 (NATO・EU加盟国の拡大状況)

2 多国間の安全保障の枠組みの強化

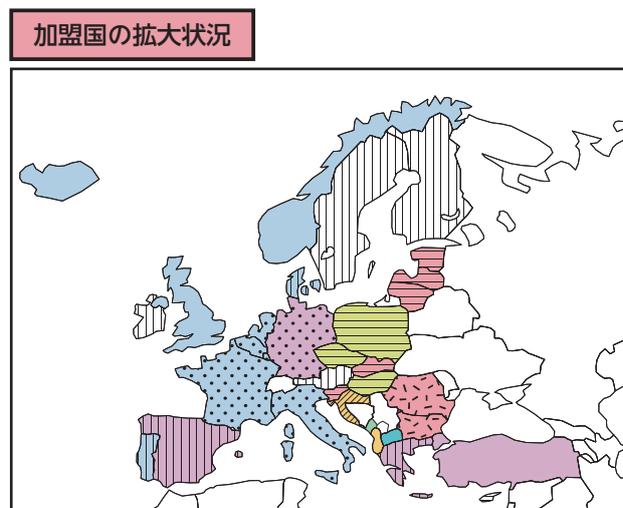
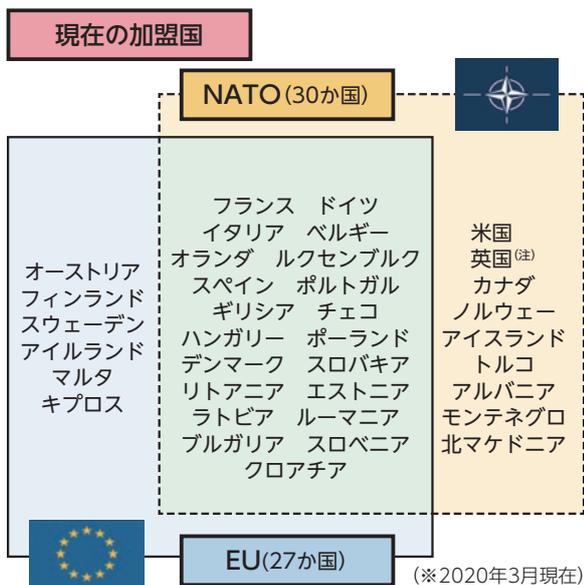
1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争

予防や危機管理にも拡大させた。

10（平成22）年11月のNATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向け

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



・ EU原加盟国 ⅢⅢⅢ 95年までにEU加盟 ⅢⅢ 04年5月、EU加盟
 ⅢⅢ 07年1月、EU加盟 ⅢⅢⅢ 13年7月、EU加盟
 ■ NATO原加盟国 ■ 82年までにNATO加盟 ■ 99年にNATO加盟
 ■ 04年3月、NATO加盟 ■ 09年4月、NATO加盟
 ■ 17年6月、NATO加盟 ■ 20年3月、NATO加盟

(注) 英国は、20（令和2）年1月31日、EUを離脱。

た、以後10年間の指針が提示された。同文書においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定化、サイバー攻撃などを主な脅威として挙げるとともに、①北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障の3つをNATOの中核的任務と規定している。

近年は防衛支出が下降傾向にあったが、安全保障環境の変化や米国とそれ以外の加盟国の差の拡大を踏まえ、NATO加盟国は14(平成26)年、防衛支出を対GDP比2%以上の額とする目標を、24(令和6)年までに達成することで合意した。19(令和元)年12月、NATO創設70周年首脳会合において、ロンドン宣言が採択された。同宣言では、北大西洋条約第5条に基づく集団防衛への厳格なコミットメントを再確認するとともに、防衛支出のさらなる増額を表明している。また、NATOはロシア、テロのほか、サイバー、ハイブリッドの脅威に直面しているとの認識を示し、ロシアによる中距離ミサイルの配備への対処を行うことや宇宙空間を作戦領域とすることが確認された。また、中国の台頭について初めて議論され、中国の影響力と国際政策の拡大は、NATO加盟国として、共に取り組む必要がある機会と挑戦をもたらすとの認識が明記された。5G等を含む重要インフラ等への対応など、加盟国は多様な問題を提起する中で、NATOの結束強化に向けて引き続き協議が行われている。

NATO及び加盟国は、ロシアによる「ハイブリッド戦」の展開や、ロシア軍機によるバルト諸国を含む北欧・東欧地域での活発な「特異飛行」を受け、ロシアの脅威を再認識し、抑止力の強化を図っている。14(平成26)年9月のNATO首脳会合では、ロシアに対しクリミア「併合」を撤回するよう要求する共同宣言や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画(RAP)¹を採択した。本計画に基づき、東部の同盟国におけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多国籍部隊で

あるNATO即応部隊(NRF)^{NATO Response Force}の即応力を著しく強化し、2~3日以内に出動が可能な高度即応統合任務部隊(VJTF)^{Very High Readiness Joint Task Force}が創設された。また、16(平成28)年7月のNATO首脳会合では、バルト三国及びポーランドに大隊規模の4個多国籍部隊をローテーション展開することが決定され、17(平成29)年には完全運用体制に入った。さらに、18(平成30)年7月のNATO首脳会合では、20(令和2)年までに30個機動大隊、30個飛行隊及び戦闘艦30隻を30日以内に展開可能な状態で保持する「4つの30」と呼ばれる即応態勢を整えることが決定された。同会合では司令部改革も決定され、米国と欧州を結ぶ大西洋のシーレーンの防衛強化を目的とする司令部(Joint Force Command Norfolk)がノーフォーク(米国)に、欧州域内外での部隊や装備の輸送の迅速化を目的とする司令部(Joint Support and Enabling Command)がウルム(ドイツ)に新設された。ロシアに対する認識については、ロシアと各国との地理的な距離の違いなどを背景に加盟国において温度差がみられるが、ロシアの影響に対応する措置をとりつつ、見解の相違を減らし予見可能性を高めるため、対話の機会は維持している。

NATOは、集団防衛と並ぶ主要な任務として、域内外における危機管理の作戦や任務を実施している。地中海においては、地中海経由の不法移民の増加などを背景として、16(平成28)年2月より、エーゲ海に常設艦隊を展開し、不法移民などの流入動向を監視して、トルコやギリシャなどに情報提供を行っている。また、同年11月には、01(平成13)年より行われてきた集団防衛に基づく「アクティブ・エンデバー作戦(Operation Active Endeavor)」を、危機管理任務である「シー・ガーディアン作戦(Operation Sea Guardian)」に移行させ、テロ対策や能力構築支援などの広範な任務を実施している。

NATOは、15(平成27)年1月から、アフガニスタン治安部隊(ANDSF)^{Afghan National Defense and Security Forces}に対する訓練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援任務」(RSM)^{Resolute Support Mission}を主導している。18(平成30)年7月の

¹ RAPは、兵力連結構想(CFI: Connected Forces Initiative)の具体的な取組として承認されたものである。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国との共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものである。

NATO首脳会合では、現地情勢に適切な変化の兆候が見えるまで、アフガニスタンにおけるプレゼンスを維持するとともに、治安部隊への財政支援を24（令和6）年まで延長するなど、アフガニスタンへの支援を強化すると決定し、要員約1万7,000人を同国内に展開している。

ISILに対しては、介入よりも予防を重視する立場をとりつつ、仮にISILによる加盟国への攻撃があった場合、集団防衛の対象になるとしている。実際、16（平成28）年7月のワルシャワ首脳宣言において、早期警戒管制機部隊を対ISIL作戦に派遣することを決定し、同年10月から、監視・偵察任務を遂行している。また、18（平成30）年7月のNATO首脳会合において、イラクにおける新たな任務（NMI）を開始することを発表し、イラク軍保安部隊NATO Mission Iraqに対して訓練や能力構築などの支援を実施している。20（令和2）年2月のNATO国防相会合では、中東情勢の安定化に貢献するため、イラクにおける訓練任務の強化が確認された。

NATOはこのほか、コソボなどで任務を実施している。

2 EU

EUは、共通外交・安全保障政策（CFSP）Common Foreign and Security Policy及び共通安全保障・防衛政策（CSDP）Common Security and Defence Policy²のもと、安全保障分野における取組を強化しており、16（平成28）年6月の欧州理事会で、約10年ぶりとなるEUの外交・安全保障政策の基本的方向性を示す文書「外交・安全保障政策に関するグローバル戦略」を採択した。同文書では、欧州東部の秩序に対する脅威や、中東・アフリカにおけるテロなどの脅威に対して、法の支配に基づく秩序や民主主義といった理念に基づき、EU内外の抗たん性の強化などに取り組むとしている。同年11月には、欧州委員会は「欧州防衛基金（EDF）」European Defence Fundの創設をはじめとする欧州防衛協力強化のための行動計画を

発表した。

17（平成29）年12月、加盟国のうち25か国が参加する防衛協力枠組みである「常設軍事協力枠組み」（PESCO）Permanent Structured Cooperationが発足した。本枠組みにより、装備品の共同開発や部隊の即応展開に資するインフラ整備などの共通のプロジェクトに各国が出資し協働することで、欧州の防衛力強化が期待されている。このように、EUは、欧州の現在及び将来の安全保障上の要求に応えることで、安全保障を担う存在として行動する能力と自身の戦略的自立性を高めようとしている。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている。また、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与のほか、中東・北アフリカ諸国などと協力してテロ対策の能力構築支援などを行っている。また、15（平成27）年11月、パリ同時多発テロを受けたフランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」を発動し、加盟国による支援が実施された。

EUは、03（平成15）年以降、CSDPのもと軍事作戦及び非軍事任務を積極的に展開してきた³。08（平成20）年12月に開始した初の海上任務となるソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動「アタランタ作戦」では、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っており、自衛隊部隊との共同訓練も行われている。また、地中海を經由して欧州に流入する難民・移民の増加を受けて、EUは15（平成27）年5月、地中海EU海軍部隊（EUNAVFORMed）European Union Naval Force-Mediterraneanによる「ソフィア作戦（Operation Sophia）」を開始した。同作戦は、地中海南部で活動する密航業者や人身取引関係者の活動を阻止することを主任務とし、リビア海軍沿岸警備隊の訓練及び公海

2 EUは、93（平成5）年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策（CFSP）を導入した。また、99（平成11）年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」（ESDP：European Security and Defence Policy）をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09（平成21）年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策（CSDP）と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

3 ペーターズベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

における国連安保理決議に基づく武器禁輸措置の実施を補助的任務としている。17（平成29）年7月以降は、リビアから輸出される原油の違法取引に関する偵察活動や関係機関との人身取引に関する情報共有などの任務が新たに付与され、活動の範囲を広げてきた。20（令和2）年2月の外務理事會では、対リビア武器禁輸監視を主任務とする地中海での新たな海上作戦「イリニ作戦（Operation Irini）」の実施が合意された。これに伴い、「ソフィア作戦」は同年3月に終了した。

英国は20（令和2）年1月31日、16（平成28）年6月の国民投票からおよそ3年半を経て、EUを離脱した。英国はEU離脱後も、NATOが欧州における安全保障の礎であるとの認識を堅持しながら、研究開発分野などにおける協力が自国とEU相互の利益に資すると判断される場合は、EU加盟国以外も参加可能なPESCOへの参加といった安全保障面でのEUとの新たな協力関係を追求していくものとみられる。英国のEU離脱により、安全保障面でのEUの影響力は低下するとの指摘もあることから、EUの安全保障分野における取組に対する英国の関与の度合いが注目される。

3 NATO・EU間の協力

前例のない課題への効率的な対処を目指し、NATO・EU間の協力に関しても進展がみられる。16（平成28）年7月のNATO首脳会合において、ハイブリッド脅威への対処、サイバー防衛などNATOとEUが優先的に協力して取り組むべき分野を挙げた共同宣言が発表されたほか、18（平成30）年7月のNATO首脳会合において、NATO・EU間の協力関係が相当に進展しているとしたうえで、さらなる協力を進める分野として、軍の機動性やテロ対策などを挙げた共同宣言が発表されている。こうした提言を踏まえ、地中海においては、NATOの「シー・ガーディアン作戦」とEUの「ソフィア作戦」が、情報支援などを通じて相互に協力しつつ行われているほか、PESCOにおいては、EU域内外における軍人及びアセットの円滑な移動のための体制整備をプロジェクトの1つとしており、有事の際のNATOによる軍の迅速な展開に資することが期待されるなど、NATO・EUは安全保障に関する取組を強化するため、相互に補完し合う形で協力を進展させている。

3 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃による脅威などを受け、15（平成27）年11月、キャメロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直しNSS・SDSR2015」を発表した。
National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review
「NSS・SDSR2015」は国家・非国家主体の双方

からの脅威に英国は直面しているという認識のもと、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サイバー脅威を含む技術的発展及びルールに基づく国際秩序の侵食の4点を今後10年間英国が取り組むべき課題と位置づけた。前回の「SDSR2010」では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを行ったが、「NSS・SDSR2015」においては、国防費の削減に歯止めをかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整備のため、国防力増強を明確に打ち出している。また、英国は国際社会における主要プレイヤーであり続けることを前面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応



瀬取り監視のために訪日した英「モントローズ」

性・機動性の高い装備調達、部隊編成などを推進するとした⁴。

英国は、14（平成26）年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15（平成27）年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR2015」の中で、英国にとって重要な経済的機会を提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来における一体性・信頼性に大きな影響を与える地域であるとの認識を示し、安全保障上のパートナーとの協力を重視する姿勢を示している。特に、日本については、アジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと位置づけ、わが国との共同訓練を行っている。また、多国間共同訓練「リムパック」への参加や、同地域への海軍艦艇の展開を通じて、安全保障面での関与を強化している。ウィリアムソン国防相（当時）は19（平成31）年2月、空母「クイーン・エリザベス」を地中海、中東及び太平洋地域に展開する旨発表した。最近では、北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動を監視する国際的な努力に貢献するため、18

（平成30）年12月及び19（平成31）年1月にフリゲート「アーガイル」が、同年2月下旬から3月上旬までフリゲート「モントローズ」が、東シナ海を含むわが国周辺海域においてそれぞれ警戒監視活動を行っており、日英間では、国連安保理決議の実効性を高める観点から、情報共有などの協力を実施した。このような英国海軍の展開は朝鮮戦争以来、前例がないとされ、今後、英国の同地域への関与の動向が注目される。

2 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

マクロン政権が17（平成29）年10月に発表した「国防及び国家安全保障に関する戦略見直し」では、国内テロ、難民問題、ウクライナ危機など、フランスの直面する脅威は多様化・複雑化し、より急速に烈度を増しているとし、また、多極化する国際システムにおいて、軍事大国による競争が激化し、エスカレーションの危険が増しているとしている。そして、こうした状況のもと、フランスは集団防衛及び安心供与を含むNATO内における責任を引き続き果たし、また、EUの防衛力強化の取組を主導していくとしている。18（平成30）年6月には、「戦略見直し」で示された国家安全保障戦略を具現化するため、人的資源、装備の近代化、欧州の戦略的自立の構築への寄与、技術革新の4つの柱を中心に構成される「2019-25年軍事計画法」が成立し、この計画において25（令和7）年までに累計約3,000億ユーロを国防費に割り当て、マクロン大統領の公約である2025年国防予算の対GDP比2%達成を目標とすることが確認されている。

4 「NSS・SDSR2015」では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額としている。

フランスは、対ISIL作戦を国防上の最優先課題の一つとして位置づけ、14（平成26）年9月以降はイラクにおいて、15（平成27）年9月以降はシリアにおいてもISILに対する空爆を行っている。また、19（平成31）年4月には、空母「シャルル・ド・ゴール」が東地中海洋上から対ISIL作戦を支援したほか、20（令和2）年1月には、同作戦支援のため、同空母を含む機動部隊を1か月間東地中海方面へ派遣している。このほか、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き続き行っている。また、フランスは、19（令和元）年5月以降にオマーン湾において民間船舶の航行の安全に影響を及ぼす事案が発生したことを受け、20（令和2）年1月、オランダやデンマークを含む欧州7か国とともに、ホルムズ海峡における欧州による海洋監視ミッション（EMASOH）European Maritime Awareness in the Strait of Hormuzの創設を政治的に支持する旨の声明を発表した。同月からフランスは、湾岸地域にフリゲート艦1隻を派遣し、警戒監視活動を行っている。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持つことから、同地域へのコミットメントを重視しており、「戦略見直し」において、航行の自由などの利益がアジア太平洋地域の戦略的状況の悪化によって脅威にさらされる可能性を指摘するとともに、太平洋及びインド洋の海外領土において自らの主権を守る態勢を維持する旨明らかにしている。また、19（令和元）年6月に公表された仏軍事省のインド太平洋国防戦略は、中国が、拡大する影響力を背景にインド太平洋地域のパワーバランスを変更しようとしているとし、米国、オーストラリア、インド及び日本との連携強化の重要性を示している。さらに、フランスは、南太平洋において多国間演習「南十字星」や「赤道」などを積極的に主催しているほか、18（平成30）年2月にフリゲート「ヴァンデミエール」をわが国に寄港させ、海自と共同訓練を実施した。19（平成31）年3月には、空母「シャルル・ド・ゴール」を中心とする空母機動群が出港しており、19（令和元）年5月インド洋に展開する機会をとらえ、海自護衛艦「いずも」等と日仏豪米共同訓練を実施した。加えて、同月には、Falcon200哨戒機を派遣し、

北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施している。同年、フリゲート「ヴァンデミエール」は、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を行い、日仏間では、国連安保理決議の実効性を高める観点から、情報を共有するなどの協力を実施した。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。しかし、安全保障環境の悪化を受け、16（平成28）年5月には方針を転換し、兵力を23（令和5）年までに約7,000人増員することを発表した。

16（平成28）年7月に、約10年ぶりに発表された国防白書では、ドイツの置かれている安全保障環境は一層複雑化、不安定化し、徐々に不確実性が高まっているとし、国際テロリズム、サイバー攻撃、国家間紛争、移民・難民の流入などを具体的脅威として挙げている。そして、多国間協調及び政府横断的なアプローチを引き続き重視するとともに、ルールに基づく国際秩序の実現に努めるとした。さらに、軍の人員数については、冷戦後に上限を定めるとともに、継続的に減少傾向にあったが、今後は上限を定めない方針に転換するとともに、定期的に人員計画の見直しを行い、人員数を柔軟に増減させるとしている。

ドイツは15（平成27）年以降、イラクにおいて、イラク治安部隊に対する教育・訓練などの能力構築支援を行っており、15（平成27）年11月のパリ同時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作戦を実施中の有志連合軍に対し、偵察や空中給油などの後方支援任務を拡大した。19（令和元）年9月には、能力構築支援任務については20（令和2）年10月31日まで、後方支援任務については同年3月31日までそれぞれ延長することを閣議決定している。同年3月には、後方支援任務のうち、偵察任務を終了する一方、空中給

油任務を同年10月31日まで延長することを閣議決定している。

アジア太平洋地域については、人口も多く経済的にも重要な位置を占め、国際政治において中心的な役割を果たしているとの認識をドイツ自身も示している。しかし、ドイツは自国のアセットの多くをアジア太平洋地域外におけるNATOと

EUの任務に振り向けており、同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、艦艇を伴う共同訓練などは行っていない。ドイツは20(令和2)年までに新型フリゲート4隻を就役させるなど、海軍力の強化を図っており、今後のドイツ海軍による同地域への関与の動向が注目される。